



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出：…二

…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…二

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出：…三

…（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一

件）…（同）…四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要：…（同）…五

○土地収用法による収用の裁決手続開始：…五

…（東京都収用委員会）…五

正誤

○令和五年七月二十一日付東京都公告：…七

告示

●東京都告示第千二百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百二十号

により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月十一日

東京都知事 小池 百合子

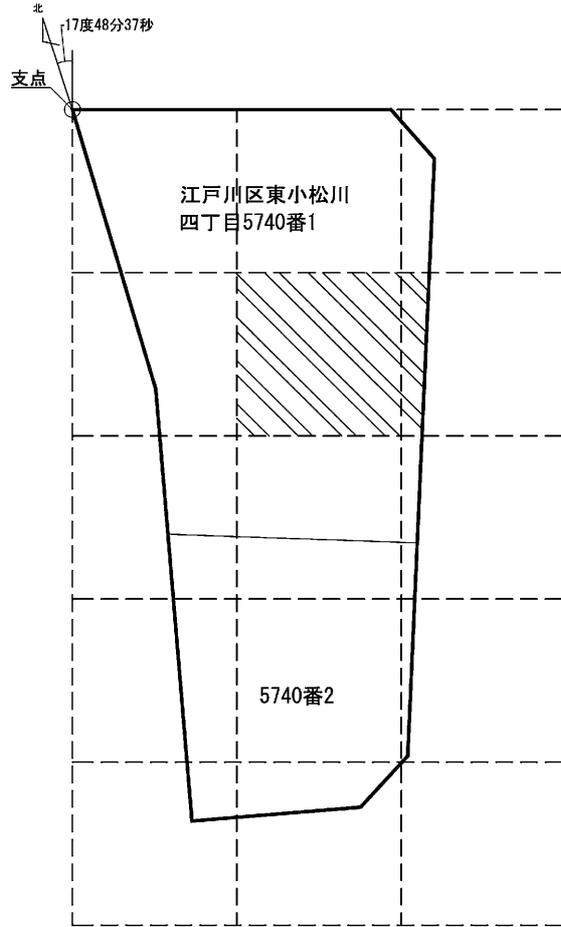
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区東小松川四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

〈支点〉

支点は、江戸川区東小松川四丁目5740番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:17度48分37秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金

二 代表者の氏名

高木 久仁子、河合 弘之

三 主たる事務所の所在地

新宿区四谷三栄町十六番十六号 iTEXTビル三階

一 名称

特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネット

トワーク

二 代表者の氏名

栗林 知絵子

三 主たる事務所の所在地

豊島区池袋本町一丁目二十八番一号 サンスプレッダ
ーキタイケ一〇二号

<p>一 名称 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ</p> <p>二 代表者の氏名 新倉 修</p> <p>三 主たる事務所の所在地 新宿区新宿一丁目十四番四号 AMビル四階</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル</p> <p>二 代表者の氏名 林 恵子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 港区南青山三丁目一番三十号</p> <p>四 その他の事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島二丁目五番五号 神奈川県佐賀市駅南本町五番五号 熊本県熊本市中央区辛島町六番二号 ペアレントビル 九階九〇一 世田谷区北沢三丁目十番十五ー六一四号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン</p> <p>二 代表者の氏名 小泉 智</p> <p>三 主たる事務所の所在地 大田区西蒲田七丁目六十番一号 ソメノビル七階</p>
<p>四 その他の事務所の所在地 渋谷区南平台町二番十二号 渋谷南平台久保ビル三階 大阪府大阪市中央区材木町二番二十一号 佐賀県鳥栖市桜町千四百一番地四</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。</p> <p>令和五年十二月十一日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区南小岩六丁目二千三百五十四番</p> <p>三 設置者名 南小岩六丁目地区市街地再開発組合</p> <p>四 設置者住所 江戸川区南小岩六丁目三十一番十号 F I R S T A II 二〇一</p>	
<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 令和七年十二月一日</p> <p>七 店舗面積の合計 二千八百五十九平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十二台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 隔地 百十五台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百二十九平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・一七立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 敷地西側</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 令和五年十一月十五日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十九 縦覧期間 令和五年十二月十一日から令和六年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年</p>		

二十 縦覧時間

東京都条例第十号) に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 立川T Mビル
- 二 店舗所在地 立川市曙町二丁目三十九番三号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

六 変更前の設置者の代表者名 池谷 幹男

七 変更後の設置者の代表者名 長島 巖

八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか二十二名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸善ジュンク堂書店ほか三十名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社一蔵ほか一名

十一 変更前の小売業者の住所 埼玉県さいたま市北区大成町四丁目六百九十九番地一(株式会社一蔵)ほか

十二 変更後の小売業者の住所 千代田区神田須田町二丁目五番地(株式会社一蔵)ほか

十三 変更日 令和五年十一月十四日ほか

十四 届出日 令和五年十一月十三日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 令和五年十二月十一日から令和六年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 立川T Mビル
- 二 店舗所在地 立川市曙町二丁目三十九番三号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号ほか
- 五 変更前の開店時刻 午前十時
- 六 変更後の開店時刻 午前八時三十分ほか
- 七 変更前の閉店時刻 午後九時ほか
- 八 変更後の閉店時刻 午後九時三十分ほか
- 九 変更前の来客が駐車場を利用する時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分までほか
- 十 変更後の来客が駐車場を利用する時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分までほか
- 十一 変更前の荷さば 午前八時三十分から午後六時まで

十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができない時間帯
午前六時から午後六時まで

十三 変更日
令和五年十一月十四日

十四 届出日
令和五年十一月十三日

十五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間
令和五年十二月十一日から令和六年四月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和五年十二月十一日
東京都知事 小池百合子
一 店舗名 (仮称)オーケー東雲店
二 店舗所在地 江東区東雲二丁目十一番四ほか

三 設置者名 東邦紙業株式会社

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 令和五年十一月二十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年十二月十一日から令和六年一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。
令和5年12月11日
東京都収用委員会
会長 松尾弘

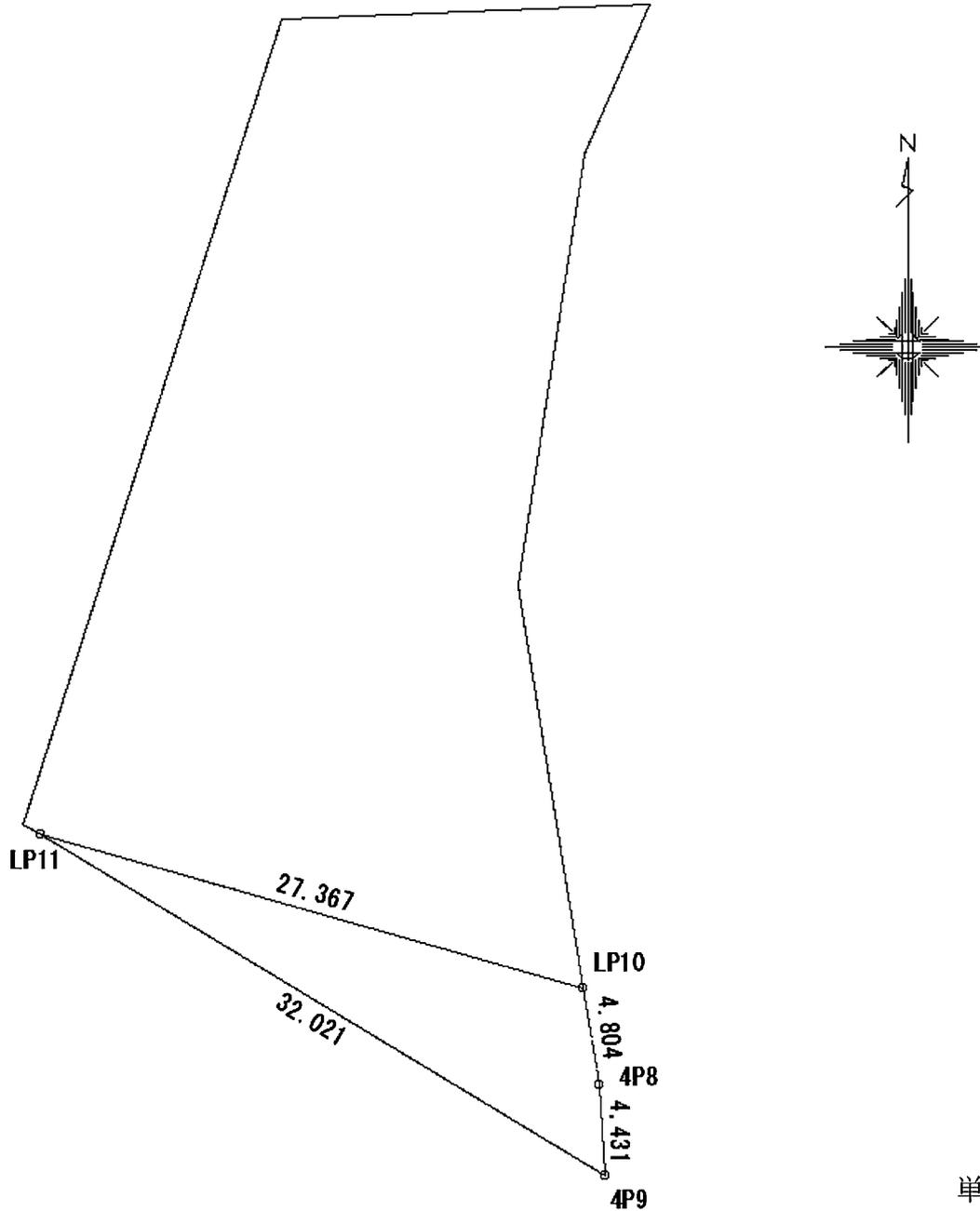
1 起業者の名称 東京都
2 事業の種類 八王子都市計画河川事業第3号谷地川
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
4 土地所有者の氏名及び住所
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
6 裁決手続開始決定年月日 令和5年11月30日

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都八王子市宮下町	575番	雑種地	833	1,003.10	117.87	山田淳	東京都八王子市戸吹町1363番地1	有限会社陸コーポレーション	東京都八王子市戸吹町1363番地1	土地の賃貸借による権利	別図のとおり
								多摩信用金庫	東京都立川市緑町3番地の4	根抵当権 平成31年1月17日受付第835号	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都八王子市宮下町 575 番のうち
117.87 平方メートル



単位：メートル

測 点	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})
4P9	-32630.984	-47784.953	27.098	-884234.404432
4P8	-32626.561	-47785.220	-1.035	33768.490635
LP10	-32621.818	-47785.988	-27.098	883986.024164
LP11	-32614.355	-47812.318	1.035	-33755.857425
合 計				-235.747058
合 計 面 積				117.8735290
地 積				117.87 m ²

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001